

乙種防火管理者の資格を取得される方の講習

乙種防火管理講習の案内

京都中部広域消防組合消防本部

消防法施行令第3条第1項第2号の規定による乙種防火対象物の防火管理に関する講習を次のとおり実施します。

1 講習の日時・場所

《日 時》 【第1回目】

令和6年11月18日（月）

9時40分から17時00分まで

【第2回目】

令和6年11月20日（水）

時間については、第1回目と同じ

《場 所》 京都中部広域消防組合消防本部 3階 大会議室

（亀岡市荒塚町1丁目9番1号）

2 受講の対象者

当消防組合の管内（亀岡市、南丹市及び京丹波町）に居住又は勤務している者で、乙種防火管理者の資格を取得しようとする者

消防法では、多数の者を収容する防火対象物の管理権原者に防火管理者を定めさせ、防火管理を実施するために必要な事項を消防計画として定めるとともに、この計画に基づいて防火管理上必要な業務を行わせるよう義務付けています。

防火管理者は、「防火管理上必要な業務を適切に遂行できる管理的又は監督的地位にある者」で、かつ、「防火管理に関する必要な知識及び技能を有している者」と規定されています。

当消防組合では、この必要な知識及び技能を修得していただくために防火管理の講習を実施しています。

[参 考]

消防法第8条第1項 (抜粋)

学校、病院、工場、事業所、興行場、百貨店、複合用途防火対象物、その他多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わせなければならない。

3 講習の日程

時 間	所要 時間	科 目	
乙 種 防 火 管 理 講 習 日 程	9:40～ 9:50	10分	オリエンテーション
	9:50～10:50	60分	防火管理の意義と制度 I
	10:50～11:00	10分	休 憩
	11:00～12:00	60分	火気取扱いの基本知識と出火防止対策 I
	12:00～13:00	60分	休 憩
	13:00～14:00	60分	施設・設備の維持管理 I
	14:00～14:10	10分	休 憩
	14:10～15:10	60分	自衛消防 I
	15:10～15:20	10分	休 憩
	15:20～16:20	60分	防火管理の進め方と消防計画 I
	16:20～16:30	10分	休 憩
	16:30～17:00	30分	効 果 測定等

備考 時間は、都合により一部変更することがあります。

4 受講の手続き

(1) 受付期間

令和6年10月21日（月）から10月31日（木）まで
（土曜日及び日曜日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで）

(2) 受付場所

各消防署（予防課予防係）・分署・各出張所

(3) 申込要領

受講申込書に必要事項を記入し、最近6箇月以内に撮影した写真1枚（正面・上半身・無帽・無背景 縦4cm×横3cm）を貼って申し込み、受講票を受け取ってください。（郵送不可）

なお、受講資料は、講習当日にお渡しすることとしており、講習当日には、受講資料の代金（3,960円）が必要となりますので、お釣りの必要がないように代金を準備しておいてください。

5 定員

甲種防火管理新規講習及び乙種防火管理講習の合計受講申込者数 各回35名

※ 定員になり次第、受付を終了しますので、早めの申込みをお願いします。

6 修了証の交付

乙種防火管理講習の全課程を修了した方には、修了証を交付します。

※ 一定の成果を確認するための効果測定があります。

7 感染症感染予防対策

手洗い、手指消毒等の感染予防対策にご協力をお願いします。

8 その他の注意事項

(1) 会場の駐車台数には限りがありますので、可能な方は公共交通機関又は送迎で来場いただきますようお願いいたします。

(2) 受講の申込み後に欠席することになった場合は、速やかに連絡してください。
特に、体調不良以外での当日の欠席は、定員超過で受講できなかった方の迷惑になりますので、厳に慎んでください。また、受講の申込みをしないで、当日に来場された方は、受講することはできません。

(3) 受講票の受講番号を必ず確認しておいてください。

(4) 受講票及び筆記具は、必ず持参してください。

(5) 講習の開始時刻は、両日とも9時40分です。

(6) 受講票は、受講日に持参し、会場受付に提出してください。

(7) 受講票を提出されなかった場合は、欠席されたものとみなします。

(8) 講習の途中で退席された場合は、欠席されたものとみなします。

(9) 欠席されたものとみなした方には、修了証を交付しません。

(10) 受講票及び受講申込書は、理由を問わず、返却いたしません。

京都中部広域消防組合 案内図



公共交通機関を利用される場合

【JR亀岡駅 徒歩約15分】

【京阪京都交通バス 亀岡市役所前下車 徒歩約3分】

ご不明な点については、次のところまでお問い合わせください。

京都中部広域消防組合

【消防本部消防課予防係】

亀岡市荒塚町1丁目9番1号

TEL 0771(22)-9581

【亀岡消防署予防課予防係】

亀岡市荒塚町1丁目9番1号

TEL 0771(22)-9583

【園部消防署予防課予防係】

南丹市園部町上木崎町大將軍19番地2

TEL 0771(62)-0119